

善行市民センター・公民館建設検討委員会運営要領

制定 平成27年 6月15日

改正 平成29年 4月 5日

1. 目的

「善行市民センター・公民館建て替え事業基本構想案提言書」（平成23年12月）及び「藤沢市公共施設再整備プラン」（平成26年11月）を踏まえ、道路を隔てて分散している用地の有効活用による、善行市民センターと周辺公共施設の機能集約や複合化を図ることを目的とし、新施設の機能の検討や改築に係る諸課題の整理を進めるため、地域団体等の代表と市役所関係課による建設検討委員会を組織する。

2. 組織

本会は、別表に掲げる地域団体等及び市役所関係課から選出された委員で構成する。

3. 所掌事務

本会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 新施設の機能の検討
- (2) 新施設の配置計画及びフロア構成の検討
- (3) 改築に係る諸課題の整理
- (4) 地域住民への情報提供・意見集約手法の検討
- (5) 前各事項に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

4. 委員の任期

委員の任期は、新施設が完成するまでとする。なお、委員が選出団体等から退いた場合は、当該団体等から後任者を選出することとする。

5. 役員等

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6. 会議

- (1) 委員会は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。
- (3) 委員は、委員会に代理人を出席させることができる。

7. 会議の公開

- (1) 会議は原則として公開とし、傍聴については会議の運営に支障を来さな

い範囲で認める。ただし、審議内容等の都合により会議の全部または一部を非公開とする。

(2) 会議資料は原則として傍聴者に配布とする。ただし、資料の内容によっては閲覧により対応とする。

8. 事務局

(1) 委員会の事務を処理するため事務局を置く。

(2) 事務局は、善行市民センター及び市民自治推進課とする。

附 則

この要領は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月5日から施行する。

別表

1	善行地区郷土づくり推進会議	7	地区代表
2	善行地区自治会連合会	8	善行市民センター
3	善行地区社会福祉協議会	9	市民自治推進課
4	善行公民館評議員会	10	生涯学習総務課
5	平和台町内会	11	総合市民図書館
6	善行町内会	12	地域包括ケアシステム推進室